

令和6年3月27日（水）に開催した令和5年度第5回公立大学法人静岡文化芸術大学経営審議会の結果は次のとおりである。

1 議 案

(1) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和6年度 年度計画（案）

ア 趣旨

事務局から、前回の経営審議会で頂いた意見を踏まえて修正を行った旨の説明があった。

イ 主な意見・質問

・計画に遠州学林構想の記載があり喜ばしい。コロナ禍が終わり、遠州学林構想の進捗状況は如何か。

→遠州学林構想については今年度7月に本答申を行い、現在、諸方面に意見を伺いながら、どういうステップが可能か検討中である。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(2) 公立大学法人静岡文化芸術大学 令和6年度 収支予算（案）

ア 趣旨

事務局から、収支予算（案）について説明があった。収入、支出とも全体で82,290,000円の増額の2,903,217,000円となる。また、収入や支出の昨年度からの変動要因について説明があった。大学基金の新リーフレットも配布された。

イ 主な意見・質問

・今年度の受験動向や入学者の状況により予算に影響は何か生じたか。

→定員の増員はなく、影響はないと思われる。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(3) 令和5年度収支補正予算（案）について

ア 趣旨

事務局から、収支予算（案）について説明があった。収入、支出とも全体で115,468,000円の減額の2,672,692,000円となる。主な増減の内容や電気使用量推移等が資料に沿って示された。

イ 主な意見・質問

・経費の削減はもちろん大事だが、大学として、削減してはいけない経費もあると思う。魅力の維持はお願いしたい。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(4) 公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、静岡県の一般職の職員の定年が60歳から65歳に段階的に引き上げられるとともに、関連する制度の整備等が行われたことをふまえ、本法人職員（教員を除く）においても、これらに準じた制度となるよう、就業規則及び関連規程の改正を行う旨、説明があった。

イ 主な意見・質問

・内容について問題はないが、あくまで本学の職員は公務員ではないので、労働条件の変更、特に切り下げの内容である場合は、手続きなどもしっかりとお願いしたい。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(5) 公立大学法人静岡文化芸術大学職員給与規程の一部改正について

ア 趣旨

事務局から、静岡県職員給与条例及び通勤手当規則の改正に伴い、通勤手当について静岡県職員に準じた措置を講ずるため、関連規程について所要の改正を行う旨説明があった。なお、組合から合意書は提出されている。

イ 主な意見・質問

特段の意見なし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

(6) 有期雇用職員の給与の見直しについて

ア 趣旨

事務局から、事務局から、静岡県における「職員の給与に関する条例」の改正を踏まえ、本学の有期職員の給与を見直し、関係規程の一部を改正する旨の説明があった。改正内容は基本給の引き上げ及び特別給の引き上げである。。

イ 主な意見・質問

特段の意見なし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

以上